

公安委員会定例会議開催状況

1 開催日 令和2年8月19日(水)

2 開催場所 警察本部公安委員会室

3 出席者

(1) 公安委員会

石田委員長 町田委員 金子委員

(2) 警察本部

本部長 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長
情報通信部長 首席監察官

監察課長 訟務室長 捜査第三課次席 交通安全対策室長 運転管理課聴聞官
公安委員会室長

4 議事の概要

(1) 報告事項

刑法犯の認知・検挙状況について(令和2年7月末)

警察本部から、令和2年7月末における刑法犯の認知・検挙状況について、報告があった。

委員から、「刑法犯認知件数が減少傾向にあるが、新型コロナウイルスによる自粛生活の影響は出ているのか。」と質問があり、警察本部から、「一時期、犯罪総数は減少したものの、空き家や店舗を狙った窃盗が増加する傾向も見られた。現在は、総数の減少率も鈍化し、以前の状況に戻っている。」と回答があった。

また、委員から、「自動車盗の被害に遭うと、被害者の経済的な負担も大きく、すぐに別の車両を購入することもできないので、検挙に向けて捜査を尽くしてもらいたい。」と意見があった。

(2) 決裁事項

ア 非違事案による職員の処分について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

イ 運転免許証の更新処分に対する審査請求の受付について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

ウ 運転免許証の更新処分に対する審査請求の棄却について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

エ 警察職員の職務執行に対する苦情の処理について

警察本部から、令和2年6月23日付けで受理した警察職員の職務執行に対す

る苦情の処理方針について説明があり、決裁した。

オ 福島県警察との合同捜査に伴う警察官の援助要求について

警察本部から、「福島県警察との合同捜査に伴い、警察法第60条第1項に基づき、福島県公安委員会に対し、警察官等の援助を要求したい。」旨の説明があり、決裁した。

カ 群馬県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部改正について

警察本部から、「事務の合理化等の観点から群馬県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する規程のうち、地域交通安全活動推進委員制度関係事務の報告期間を「四半期」から「随時」に改正したい。」旨の説明があり、決裁した。

キ 行政処分の意見聴取結果について

警察本部から、当日実施した運転免許行政処分対象事案15件の意見聴取結果及び5件の聴聞結果について説明があり、決裁した。